

只見町在宅重度身体障がい者訪問審査実施要綱

1 目的

身体障害により日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者に対して医師等を派遣し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の2に基づく診査及び更生相談を行い、もって在宅重度身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、只見町とする。

3 訪問診査の対象

歩行困難等のため福島県障がい者総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）が実施する巡回相談に参加することが困難な在宅重度身体障がい者であって、身体的、地理的条件等により受診の機会が少ないものとする。

4 実施計画の策定

（1）対象者の把握

対象者の把握は本事業推進上極めて重要であるので、保健師、ホームヘルパー、身体障がい者相談員、民生委員、身体障がい者関係諸団体等の協力を得るとともに、身体障害者手帳交付状況台帳や各種実態調査結果等の資料の活用及び家庭訪問などにより管内対象者の実態を把握し、身体障がい者更生指導台帳を整備する。

（2）診査班の編成

診査班は、次の者から対象者の実態に応じて編成する。

ア 医師

イ 看護師又は保健師

ウ 身体障害者福祉司

エ 理学療法士、作業療法士又は言語療法士

オ 心理判定員等

（3）関係機関等との協力

本事業の効率的実施を図るため、福祉センターの助言、指導を得るとともに、身体障害者福祉法第15条の指定医師等の積極的協力を得て行うものとする。なお、福祉センターに職員の派遣を求める場合は、在宅重度身体障がい者訪問診査対象者調書（様式第1号）を作成し、事前

に送付するものとする。

(4) 実施時期等

対象者の分布状況、訪問の必要の度合、地理的事情等を考慮して家庭訪問又は会場設営を検討し、かつ福祉センターが実施する巡回相談の実施計画や診査班メンバーとの調整を図って実施日時を決定し、対象者にあらかじめ通知するものとする。

5 診査、更生相談の内容

(1) 診査事項

全身状態の所見及び障害局所の診断

(2) 評価事項

ア 諸関節の動き

イ 麻痺側知覚及び視覚・聴覚の状況

ウ 筋力、握力の程度

エ 巧ち度

オ 日常生活動作（ADL）の状況

(3) 助言、指導等

ア リハビリテーション器具等の利用の仕方及び起立、歩行、背屈、寝返り、ほふく、手指動作、変形矯正訓練等の実地指導

イ 褥創の手当等家庭でできる手当の仕方及び医療を必要とする者に対する各種の保健指導

ウ 各種医療保険制度、身体障害者福祉法による更生医療制度、生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助制度等の活用に関する指導

エ 補装具の給付及び装着訓練の実施

オ 施設入所、住宅改造等に関する相談指導及び関係諸機関への紹介

(4) その他必要事項

6 診査及び更生相談の記録

診査結果については医師より診査記録票（様式第2号）の提出を求めるとともに、実施結果を身体障がい者更生指導台帳に記録し復命する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4項関係）

在宅重度身体障がい者訪問診査対象者調書

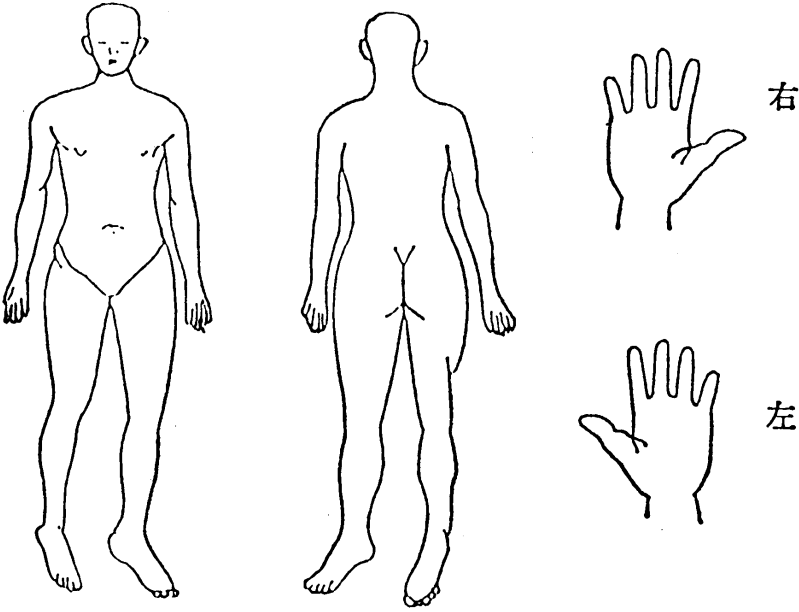
住 所					
氏 名		男・女		医 療 保 険	国保・社保・共済・他
生年月日		年 月 日生（満 歳）		年金の状況	
身体障害者手帳		都道府県 第 号		障害名	労災・交通・その他 ()
		種 級		障 害 原 因	
		年 月 日交付			
既往症			現 在 の 状 況	自立…○ 半介助…△ 不能…× 1 障害の程度 (1) 常時臥床 (2) 座位保持 () (3) 立位保持 () (4) 外出 () 2 日常生活の状況 (1) 食事 () (2) 用便 () (3) 入浴 () 3 通院の状況（主治医） 4 在宅サービスの利用状況 5 補装具、日常生活用具の給付	
生活歴					
家庭環境					
介護者名 (続柄)					
相談・依頼内容	1 機能訓練 5 補装具 2 保健指導 6 施設入所 3 一般医療 7 その他 4 更生医療		備考		

様式第2号（第6項関係）

在宅重度身体障がい者訪問診査記録票

氏 名	男・女	生年月日	年 月 日	満 歳
障害名又は傷病名				
所 見	(1 諸関節の動き 2 麻痺側知覚、視聴覚 3 筋力、握力) (4 巧緻度 5 日常生活動作 (ADL) 6 その他)			
助言及び指導した事項				

肢体不自由の状況

 正面 背面 右 左 (注) 欠損部位 (この記号の表示のほか) 知覚麻痺など広範囲の障害部位 発育不良部位 (この記号の表示のほか) × その他の障害記入すること。 (長さをcmで示すこと。 短縮はcmで示すこと。)		
摘 要		
診査実施日	年 月 日	担当医氏名 ⑩